

## 入札説明書

宮崎県が行う特定感染症検査事業に係る検査等業務委託の一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該説明書について疑義がある場合は、下記3に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 業務件名 特定感染症検査事業に係る検査等業務委託
- (2) 業務の特質等 入札説明書及び仕様書による
- (3) 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
- (4) 納入場所 宮崎県 福祉保健部 薬務感染症対策課
- (5) 入札方法 (1)の業務件名について入札を実施する。入札金額は、仕様書に記載されている委託内容に係る一切の諸経費を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
  - ア 昭和46年宮崎県告示第93号に規定する資格を有し、営業種目が臨床検査の受託業務又は臨床検査業務又は臨床検査の者であること。
  - イ 当該契約を締結する能力を有しない者でないこと。
  - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 入札資格を判断するために必要な書類として、入札参加資格確認申請書（別記様式1）及び①に掲げるものを、令和8年3月17日まで（土曜日及び日曜日を除くものとし、午前9時から午後5時まで）に下記3の者へ提出すること。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じること。
- ① 今回の入札業務と同じ又は類似する業務の過去の実績（契約書等）

### 3 当該委託契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県福祉保健部薬務感染症対策課

宮崎市橘通東2丁目10番1号 電話番号 0985-44-2620

### 4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県福祉保健部薬務感染症対策課  
宮崎市橘通東2丁目10番1号
- (2) 期間 令和8年3月10日から令和8年3月17日まで

## 5 入札と開札

- (1) 入札に参加する者は、別紙様式1による入札書（以下「入札書」という。）を持参により提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。
- (2) 入札と開札の場所及び日時
  - ア 日時 令和8年3月27日（金）午前9時30分
  - イ 場所 宮崎県庁 防災庁舎58号  
宮崎市橘通東2丁目10番1号
- (3) 代理人が入札を行う場合は、別紙様式2による委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。
- (4) 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載しなければならない。
- (5) 競争入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。なお、入札書の表記金額は訂正できない。
- (6) 競争入札参加者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、入札の執行を延期し又は取り消す。
- (7) 落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 6 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約（入札金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

### (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除されることがある。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 過去2箇年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

## 7 入札の効力

次の入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加することはでき

ない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

## 8 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以下で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。

## 9 その他

この説明書に定めのない事項については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）による。